

介護保険制度の主な改正内容について

1 介護報酬改定

人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。改定率については、全体で1.59%のプラス改定

2 地域区分の改正

横須賀市の地域区分が、5級地から4級地に変更となりました。これに伴い、1単位あたりの上乗せ割合が10%から12%になりました。

3 介護保険料の改定

第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの保険料額を改めるとともに、国基準の料率に変更があったため、本市料率についても変更しました。

また、国基準の所得段階数が増（9段階→13段階）となったことに伴い、本市所得段階数についても増（17段階→18段階、2増1減）とし、併せて所得段階設定の一部を変更しました。

(1) 保険料基準額

【改定前】月額 5,800円

【改定後】月額 6,100円

※参考：神奈川県平均 月額6,340円、全国平均 月額6,225円

算定方法について

令和6年度から8年度の保険給付費 : 約1,279億6,500万円

被保険者負担割合 : 約24%

令和6年度から8年度の平均被保険者数 : 126,220人

介護保険給付費準備基金残高 : 約57.4億円

同基金取崩額 : 約34.6億円（残高の約6割）

(保険料(月額)算定式)

$1,279億6,500万円 \div 3年 \times 24\% \div 126,220人 \div 12月 \approx 6,800円$

(2) 料率と所得段階数の変更

第8期（令和3～5年度）		第9期（令和6～8年度）	
所得段階	料率	所得段階	料率
1	0.5 (0.3)	1	0.455 (0.285)
2	0.5 (0.3)		
3	0.7 (0.45)	2	0.635 (0.435)
4	0.75 (0.7)	3	0.69 (0.685)
13	1.8	12	1.9
		13	2.1
14	1.9	14	2.3
		15	2.4
15	2.0	16	2.5
16	2.1	17	2.6
17	2.2	18	2.8

※料率の（ ）内は公費負担による軽減後の料率です。

(3) 国基準の所得段階増（9段階→13段階）に伴う所得段階設定の変更

第8期（令和3～5年度）		第9期（令和6～8年度）	
所得段階	対象者	所得段階	対象者
13	市民税本人課税者 (合計所得金額が400万円以上600万円未満)	12	市民税本人課税者 (合計所得金額が400万円以上 <u>500万円未満</u>)
		13	市民税本人課税者 (合計所得金額が <u>500万円以上</u> 600万円未満)
14	市民税本人課税者 (合計所得金額が600万円以上800万円未満)	14	市民税本人課税者 (合計所得金額が600万円以上 <u>700万円未満</u>)
		15	市民税本人課税者 (合計所得金額が <u>700万円以上</u> 800万円未満)